

「民事裁判 I T 化に関する世論調査」の概要

令和 2 年 12 月
内閣府政府広報室

調査対象	全国 18 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人 有効回収数 1,967 人（回収率 65.6%）
調査期間	令和 2 年 9 月 17 日 ～ 11 月 1 日
調査方法	郵送法
調査目的	民事裁判 I T 化に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
調査項目	1 現在の民事裁判の申立方法の認知度について 2 民事裁判の申立方法の I T 化について
その他	1 図表の数値(%)は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の合計が100にならないこともある。 2 新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、調査員と調査対象の方との接触を回避するため、郵送法で実施した。

1 現在の民事裁判の申立方法の認知度について

(1) 現在の申立方法の認知度

(資料1を提示して、調査対象者に読んでもらってから質問)

問1 あなたは、現在、民事裁判を起こす際に必要となる訴状などの裁判所への提出は、持参や郵送する方法のみが認められていて、インターネットを利用する方法は認められていないことを知っていましたか。(〇は1つ)

令和2年9月

- ・知っていた 11.7%
- ・知らなかった 87.1%

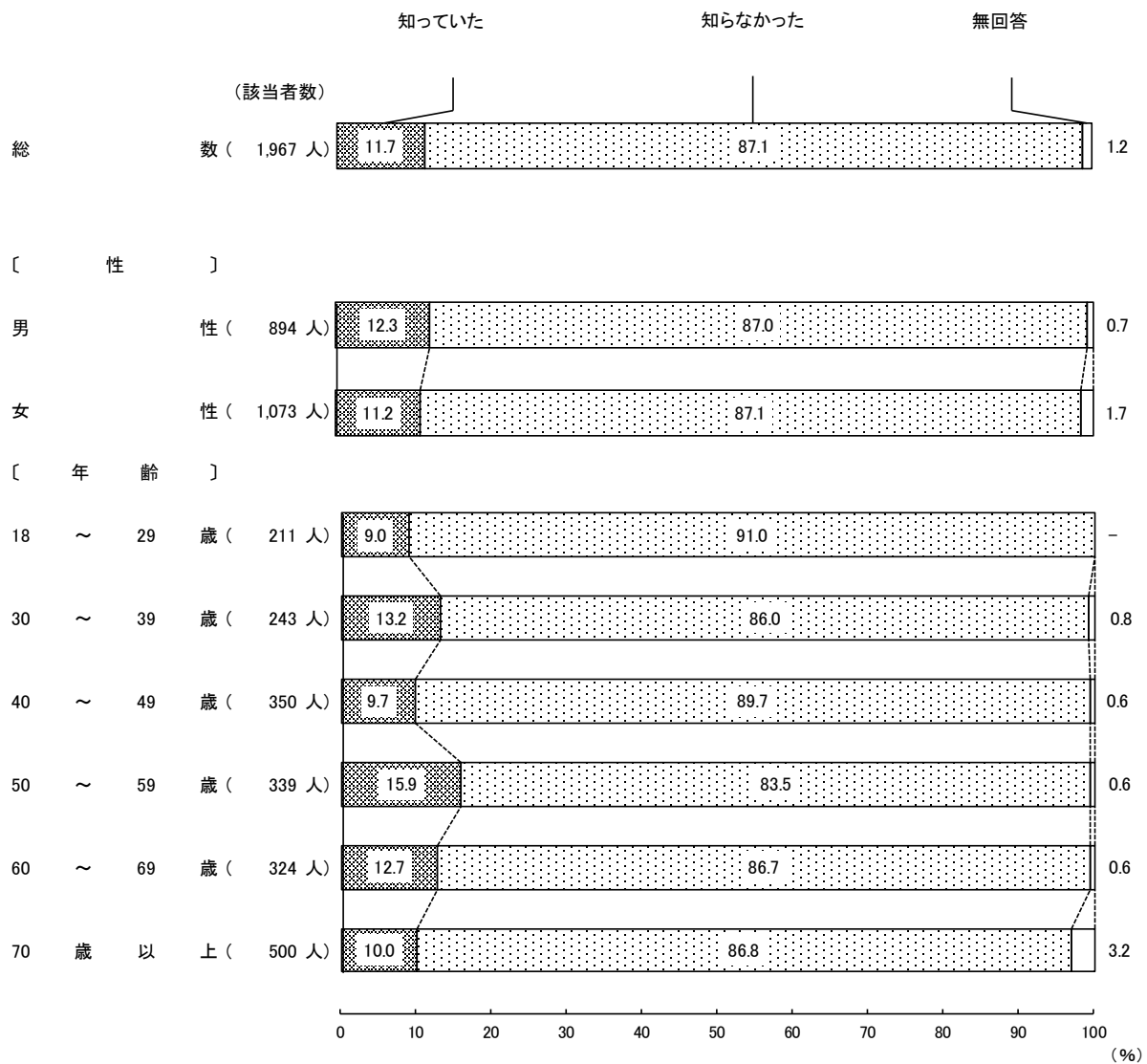


表1 現在の申立方法の認知度

	該 当 者 数	知 っ て い た	知 ら な か っ た	無 回 答
	人	%	%	%
総 〔 性 〕 数	1,967	11.7	87.1	1.2
男 性	894	12.3	87.0	0.7
女 性	1,073	11.2	87.1	1.7
〔 年 齢 〕				
18 ～ 29 歳	211	9.0	91.0	-
30 ～ 39 歳	243	13.2	86.0	0.8
40 ～ 49 歳	350	9.7	89.7	0.6
50 ～ 59 歳	339	15.9	83.5	0.6
60 ～ 69 歳	324	12.7	86.7	0.6
70 歳 以 上	500	10.0	86.8	3.2

2 民事裁判の申立方法のIT化について

(1) 申立方法をインターネットを利用する方法のみとすることの賛否

(資料2を提示して、調査対象者に読んでもらってから質問)

問2 あなたは、仮に今後、訴状などの裁判所への提出はインターネットを利用する方法に限定し、持参や郵送による方法を認めないこととした場合、賛成ですか。それとも反対ですか。(〇は1つ)

令和2年9月

賛成 (小計)

22.4%

- ・ 賛成である 9.1%
- ・ どちらかという賛成である 13.3%
- ・ 弁護士などの専門家が提出する場合のみ、インターネットを利用する方法に限定するのであれば賛成である 22.0%

反対 (小計)

51.7%

- ・ どちらかという反対である 30.6%
- ・ 反対である 21.1%

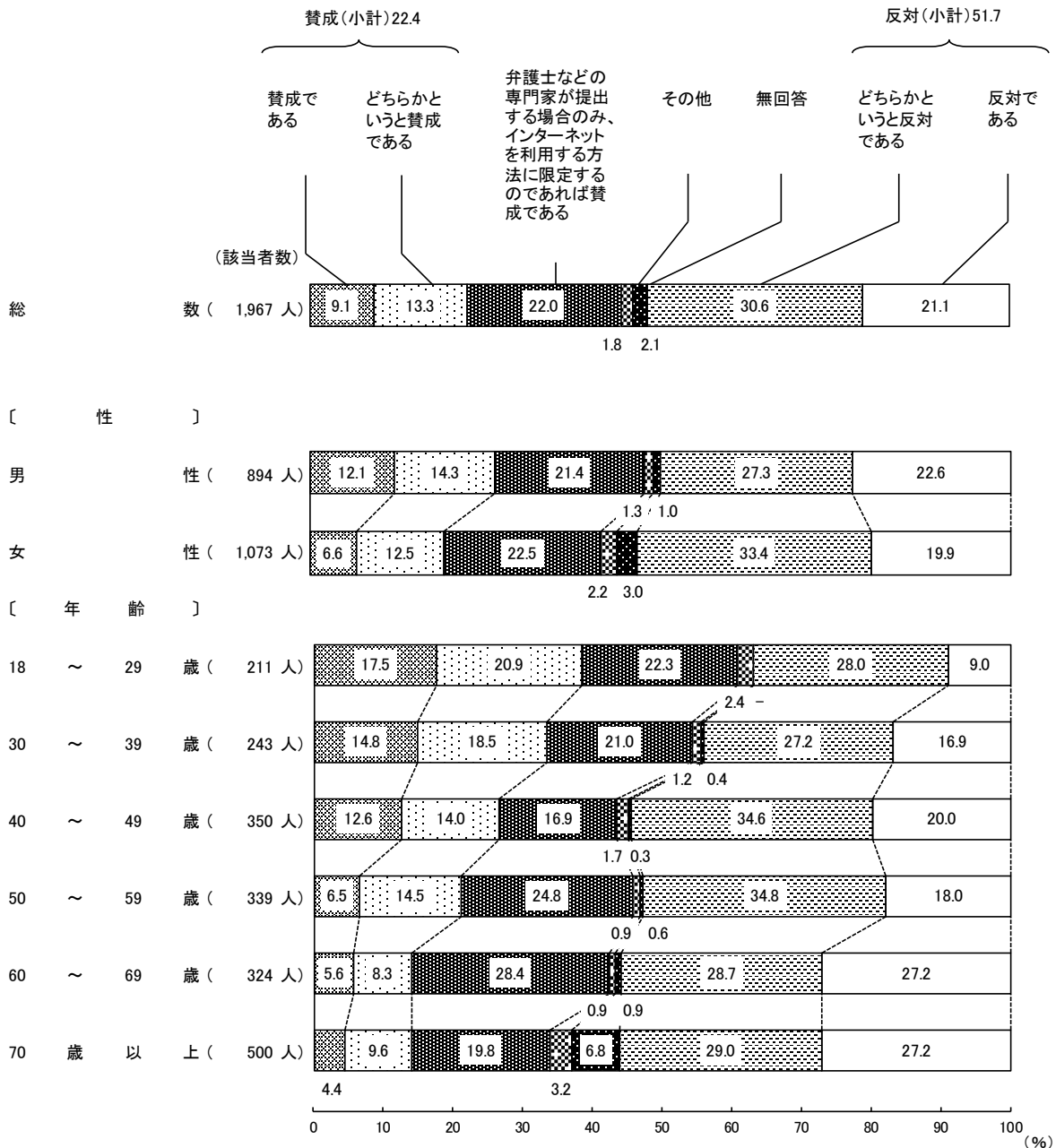


表2 申立方法をインターネットを利用する方法のみとするものの賛否

	該 当 者 数	賛			弁 護 士 な ど の 専 門 家 が 提 出 す る 場 合 の み 、 イ ン タ ー ネ ッ ト を 利 用 す る 方 法 に 限 定 す る の で あ れ ば 賛 成 で あ る	反 対			そ の 他	無 回 答
		(小計) 成	賛 成 で あ る	ど ち ら か と い う と 賛 成 で あ る		(小計) 対	ど ち ら か と い う と 反 対 で あ る	反 対 で あ る		
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 〔 性 〕 男 女	1,967	22.4	9.1	13.3	22.0	51.7	30.6	21.1	1.8	2.1
〔 年 齢 〕 18 ～ 29 歳	211	38.4	17.5	20.9	22.3	37.0	28.0	9.0	2.4	-
30 ～ 39 歳	243	33.3	14.8	18.5	21.0	44.0	27.2	16.9	1.2	0.4
40 ～ 49 歳	350	26.6	12.6	14.0	16.9	54.6	34.6	20.0	1.7	0.3
50 ～ 59 歳	339	20.9	6.5	14.5	24.8	52.8	34.8	18.0	0.9	0.6
60 ～ 69 歳	324	13.9	5.6	8.3	28.4	55.9	28.7	27.2	0.9	0.9
70 歳 以 上	500	14.0	4.4	9.6	19.8	56.2	29.0	27.2	3.2	6.8

(2) 賛成の理由

(問2で「賛成である」、「どちらかという賛成である」と答えた方(441人)に)

問3 インターネットを利用する方法のみとすることについて、賛成の理由は何ですか。(〇はいくつでも)

(上位3項目)
令和2年9月

- ・ 手続を行うために、裁判所や郵便局に行く手間や費用が必要なくなるから 84.4%
- ・ 持参するための時間や郵送に要する期間が不要になり、訴状などの受付までが迅速に進むことが期待できるから 64.2%
- ・ 裁判所の事務の効率化によって手続が迅速に進むことが期待できるから 46.9%

〔 訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「賛成である」、「どちらかという賛成である」と答えた者に、複数回答 〕

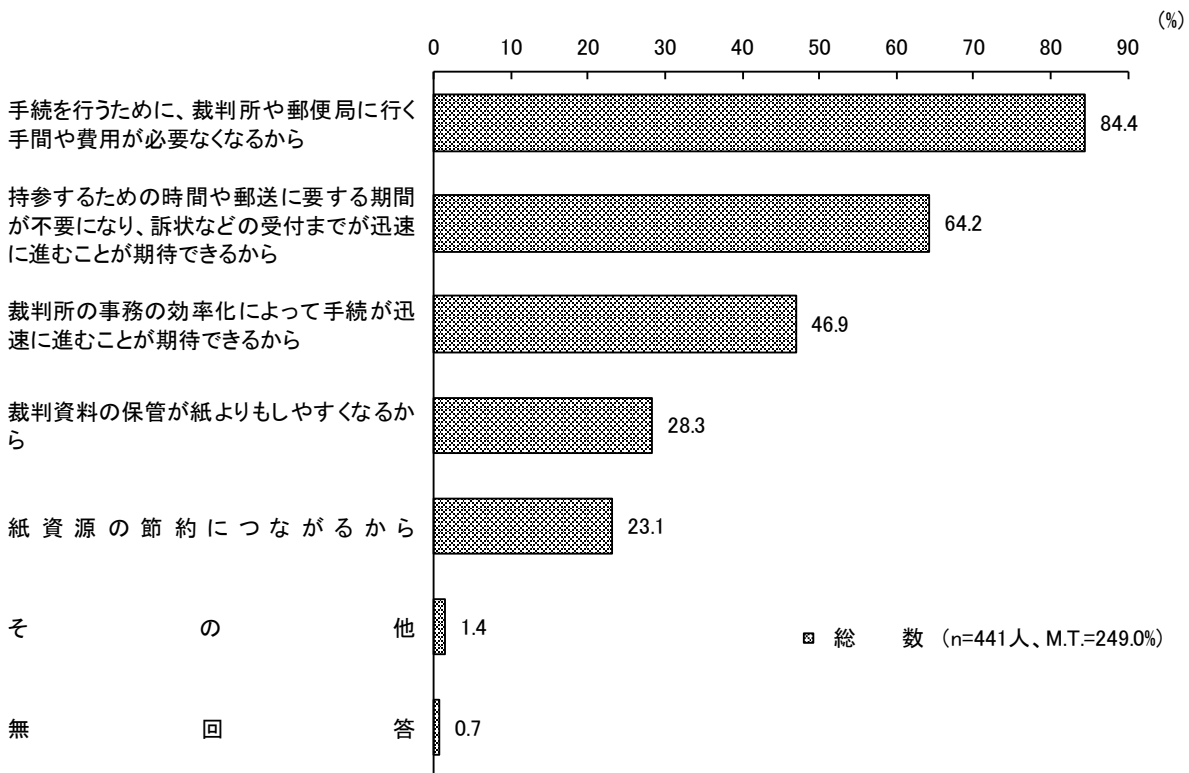


表3 賛成の理由

〔 訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「賛成である」、「どちらかという賛成である」と答えた者に、複数回答 〕

	該 当 者 数	手 続 が 便 な る か ら	手 続 の 受 付 ま で の 期 待 で き る か ら	持 続 す る 間 が 不 要 に な る か ら	手 続 が 速 に 進 む こ と が 期 待 で き る か ら	裁 判 所 の 事 務 の 効 率 化 に よ り て	裁 判 資 料 の 保 管 が 紙 よ り も し や	紙 資 源 の 節 約 に つ な が る か ら	そ の 他	無 回 答	計 (M.T.) %
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 〔 性 〕 男 女 〔 年 齢 〕	441	84.4	64.2	46.9	28.3	23.1	1.4	0.7	249.0		
性	236	84.7	60.6	46.2	34.7	25.8	0.8	0.4	253.4		
〔 年 齢 〕	205	83.9	68.3	47.8	21.0	20.0	2.0	1.0	243.9		
18 ～ 29 歳	81	91.4	60.5	45.7	24.7	24.7	1.2	-	248.1		
30 ～ 39 歳	81	95.1	66.7	44.4	44.4	29.6	-	-	280.2		
40 ～ 49 歳	93	80.6	67.7	43.0	31.2	31.2	2.2	-	255.9		
50 ～ 59 歳	71	81.7	57.7	52.1	22.5	16.9	-	1.4	232.4		
60 ～ 69 歳	45	86.7	77.8	48.9	20.0	15.6	-	-	248.9		
70 歳 以 上	70	70.0	58.6	50.0	21.4	14.3	4.3	2.9	221.4		

(3) 反対の理由

(問2で「どちらか」というと反対である、「反対である」と答えた方(1,017人)に)
 問4 インターネットを利用する方法のみとすることについて、反対の理由は何ですか。
 なお、ここでいう「システム」とは、インターネットを利用して訴状などを裁判所に提出するシステムのことをいいます。(〇はいくつでも)

(上位5項目)
 令和2年9月
 82.4%

- ・誰もがインターネットを利用できるとは限らないから 82.4%
- ・システムの情報セキュリティ水準が低いと個人情報が流出するおそれがあるから 48.0%
- ・システムの操作に不安があるから 35.3%
- ・仮に、システムを利用できる機器がパソコンのみとなった場合、パソコンを所有していないから 23.3%
- ・自宅などにインターネットを利用するための回線がないから 21.2%

〔 訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「どちらか」というと反対である、「反対である」と答えた者に、複数回答 〕

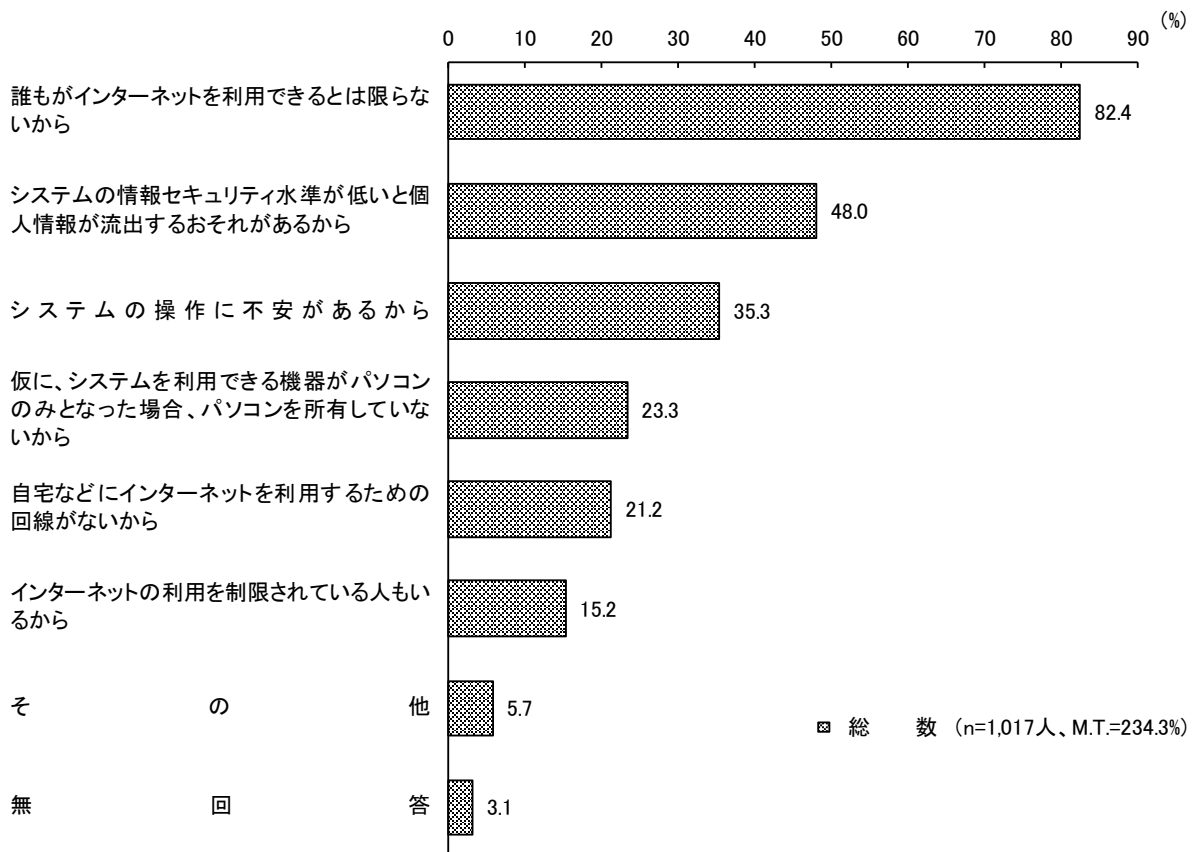


表4 反対の理由

〔 訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「どちらか」というと反対である」、「反対である」と答えた者に、複数回答 〕

	該 当 者 数	誰 も が イン ター ネッ ト を 利 用 で き な い か ら	シ ス テ ム の 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 水 準 が 低 い か ら	シ ス テ ム の 操 作 に 不 安 が あ る か ら	ソ フ ト ウ ェ ア の 利 用 が し や い な い か ら	仮 に 、 シ ス テ ム を 利 用 で き る 機 器 が ソ フ ト ウ ェ ア の み に な ら な い か ら	自 宅 な ど に 回 線 が な い か ら	イン ター ネッ ト の 利 用 を 制 限 さ れ て い る か ら	そ の 他	無 回 答	計 (M.T.)
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 〔 性 〕 男 女 〔 年 齢 〕	1,017	82.4	48.0	35.3	23.3	21.2	15.2	5.7	3.1	234.3	
男	446	81.2	46.9	28.9	20.6	19.5	15.5	8.3	3.6	224.4	
女	571	83.4	48.9	40.3	25.4	22.6	15.1	3.7	2.8	242.0	
18 ～ 29 歳	78	73.1	48.7	28.2	7.7	2.6	29.5	10.3	3.8	203.8	
30 ～ 39 歳	107	86.9	48.6	28.0	18.7	4.7	21.5	13.1	1.9	223.4	
40 ～ 49 歳	191	88.5	54.5	27.2	19.4	7.9	22.0	7.9	1.6	228.8	
50 ～ 59 歳	179	88.3	55.3	29.6	14.5	11.7	17.9	5.6	1.7	224.6	
60 ～ 69 歳	181	83.4	52.5	44.2	19.9	23.2	9.4	3.3	5.5	241.4	
70 歳 以 上	281	74.7	35.6	43.4	39.9	46.6	6.4	1.8	3.9	252.3	

(4) インターネットを利用する方法のみとするための条件整備

(問2で「どちらか」というと反対である、「反対である」と答えた方(1,017人)に)

問5 インターネットを利用する方法のみとするためには、どのような条件を整備する必要がありますか。

なお、ここでいう「システム」とは、インターネットを利用して訴状などを裁判所に提出するシステムのことをいいます。(〇はいくつでも)

(上位4項目)

令和2年9月

- ・誰もが簡単に操作できるシステムを作ること 36.6%
- ・インターネットの利用を制限されている人には、持参や郵送することを認めること 33.6%
- ・システムの情報セキュリティ水準を高くすること 31.7%
- ・公的機関や弁護士などの専門家の団体などから、システムの利用について適切なサポートを受けられるようにすること 28.6%
- ・どのような条件が整備されたとしても、インターネットを利用する方法のみとするのはよいとは思わない 37.0%

〔訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「どちらか」というと反対である、「反対である」と答えた者に、複数回答〕

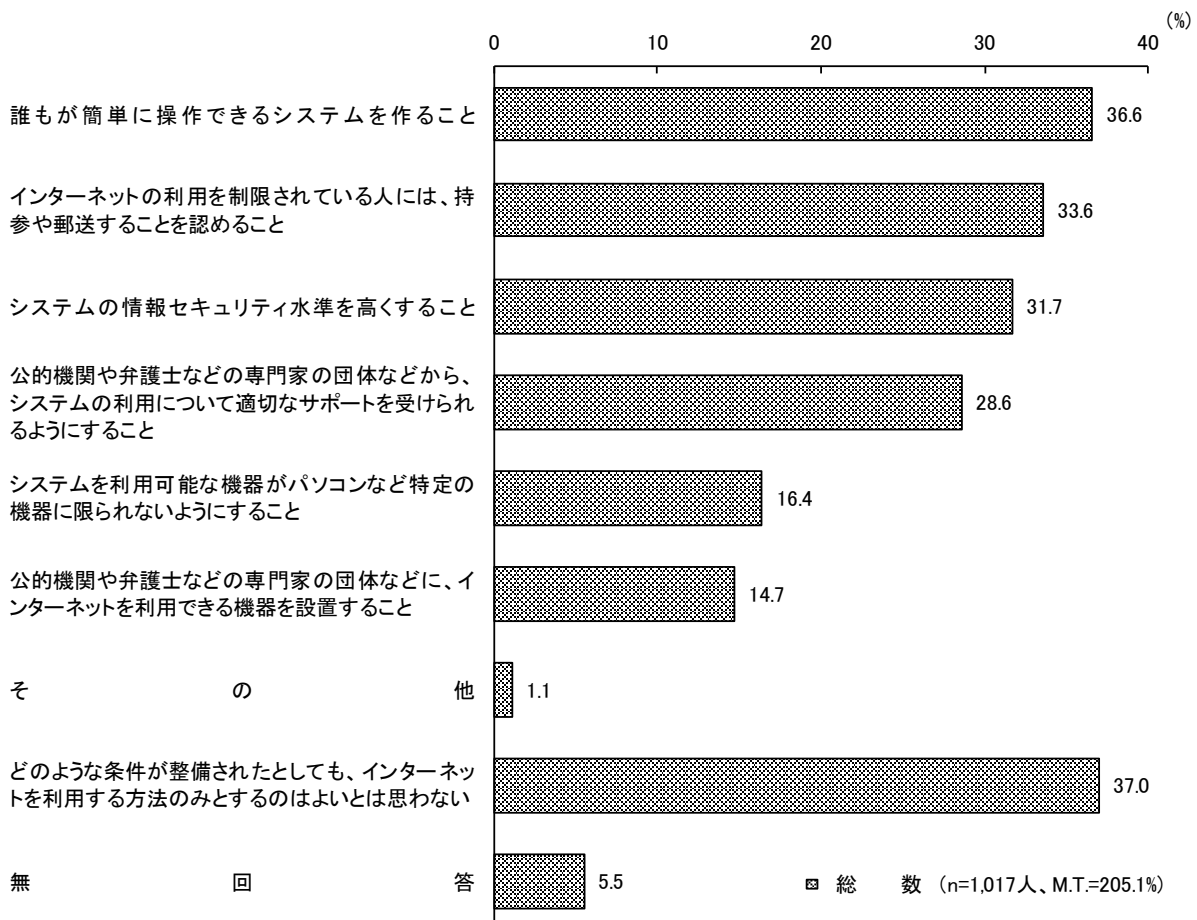


表5 インターネットを利用する方法のみとするための条件整備

〔訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「どちらか」というと反対である」、「反対である」と答えた者に、複数回答〕

			該 当 者 数	誰 も が 簡 単 に 操 作 で き る シ ス テ ム を 作 る こ と	と 人 に は 、 持 参 や 郵 送 す る こ と を 認 め て い る	シ ス テ ム の 情 報 セ キ ュ リ テ イ 水 準 を 高 く す る こ と	サ ポ ー ト を 受 け ら れ る よ う に す る こ と	公 的 機 関 や 弁 護 士 な ど の 専 門 家 の 団 体 な ど か ら 、 シ ス テ ム の 利 用 に つ い て 適 切 な	と シ ス テ ム を 利 用 可 能 な 機 器 が パ ソ コ ン こ	ど に 、 イ ン タ ー ネ ッ ト を 利 用 で き る 機 器 な を 設 置 す る こ と	公 的 機 関 や 弁 護 士 な ど の 専 門 家 の 団 体 な	そ の 他	ど の よ う な 条 件 が 整 備 さ れ た と し て も 、 イ ン タ ー ネ ッ ト を 利 用 す る 方 法 の み と す る の は よ い と は 思 わ な い	無 回 答	計 (M. T.)
			人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総		数	1,017	36.6	33.6	31.7	28.6	16.4	14.7	1.1	37.0	5.5	205.1		
[性]		性	446	32.3	31.8	28.9	28.7	16.8	16.1	1.8	38.1	6.1	200.7		
男		性	571	39.9	35.0	33.8	28.5	16.1	13.5	0.5	36.1	5.1	208.6		
女		性													
[年 齢]		年 齢													
18	～	29	78	55.1	57.7	53.8	37.2	30.8	23.1	3.8	16.7	1.3	279.5		
30	～	39	107	43.0	56.1	47.7	36.4	28.0	24.3	2.8	21.5	3.7	263.6		
40	～	49	191	35.1	41.4	35.1	30.4	16.2	15.7	0.5	32.5	6.3	213.1		
50	～	59	179	35.8	33.5	39.7	27.9	16.2	15.6	1.1	42.5	2.2	214.5		
60	～	69	181	30.4	24.3	22.7	24.3	11.6	9.4	0.6	47.0	6.1	176.2		
70	歳	以 上	281	34.5	19.2	17.8	25.3	11.4	10.7	0.4	41.6	8.5	169.4		

民事裁判IT化に関する世論調査

令和2年9月

調査時期：令和2年9月17日から令和2年11月1日
調査対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人
有効回収数(率)：1,967人(65.6%)

全員の方が【資料1】を読んでから下の問1以降をお答えください

【資料1】

民事裁判とは、貸したお金を返してほしい、家賃を払ってもらえないので立ち退いてほしい、交通事故によってけがをしたので治療費を払ってほしいなどのトラブルについて、裁判所において判決又は和解を行うことによって解決を図る手続のことをいいます。

なお、訴状とは、裁判を起こしたい者が裁判所に対して提出しなければならない書類のことをいいます。

問1. あなたは、現在、民事裁判を起こす際に必要となる訴状などの裁判所への提出は、持参や郵送する方法のみが認められていて、インターネットを利用する方法は認められていないことを知っていましたか。

(○は1つ)

- (11.7) 1. 知っていた
- (87.1) 2. 知らなかった
- (1.2) 無回答

全員の方が【資料2】を読んでから下の問2以降をお答えください

【資料2】

現在、政府では、民事裁判を起こす際に、インターネットを利用して訴状などを裁判所に提出する制度を設けることについて検討しています。

問2. あなたは、仮に今後、訴状などの裁判所への提出はインターネットを利用する方法に限定し、持参や郵送による方法を認めないこととした場合、賛成ですか。それとも反対ですか。(○は1つ)

- (9.1) 1. 賛成である
- (13.3) 2. どちらかという賛成である
- (22.0) 3. 弁護士などの専門家が提出する場合のみ、インターネットを利用する方法に限定するのであれば賛成である
- (30.6) 4. どちらかという反対である
- (21.1) 5. 反対である
- (1.8) 6. その他
(具体的に→) _____
- (2.1) 無回答

次のページの問4に進んでください

次のページの問3に進んでください

問2で「1. 賛成である」、「2. どちらかというど賛成である」と答えた方への質問

問3. インターネットを利用する方法のみとすることについて、賛成の理由は何ですか。(〇はいくつでも)

(n=441)

- (84.4) 1. 手続を行うために、裁判所や郵便局に行く手間や費用が必要なくなるから
- (28.3) 2. 裁判資料の保管が紙よりもしやすくなるから
- (23.1) 3. 紙資源の節約につながるから
- (64.2) 4. 持参するための時間や郵送に要する期間が不要になり、訴状などの受付までが迅速に進むことが期待できるから
- (46.9) 5. 裁判所の事務の効率化によって手続が迅速に進むことが期待できるから
- (1.4) 6. その他 (具体的に→) _____
- (0.7) 無回答 (M. T. =249. 0)

問2で「4. どちらかというど反対である」、「5. 反対である」と答えた方への質問

問4. インターネットを利用する方法のみとすることについて、反対の理由は何ですか。なお、ここでいう「システム」とは、インターネットを利用して訴状などを裁判所に提出するシステムのことをいいます。

(〇はいくつでも)

(n=1, 017)

- (21.2) 1. 自宅などにインターネットを利用するための回線がないから
- (23.3) 2. 仮に、システムを利用できる機器がパソコンのみとなった場合、パソコンを所有していないから
- (35.3) 3. システムの操作に不安があるから
- (48.0) 4. システムの情報セキュリティ水準が低いと個人情報流出のおそれがあるから
- (82.4) 5. 誰もがインターネットを利用できるとは限らないから
- (15.2) 6. インターネットの利用を制限されている人もいるから
- (5.7) 7. その他 (具体的に→) _____
- (3.1) 無回答 (M. T. =234. 3)



右の段の問5に進んでください

問2で「4. どちらかというど反対である」、「5. 反対である」と答えた方への質問

問5. インターネットを利用する方法のみとするためには、どのような条件を整備する必要があると思いますか。なお、ここでいう「システム」とは、インターネットを利用して訴状などを裁判所に提出するシステムのことをいいます。(〇はいくつでも)

(n=1, 017)

- (16.4) 1. システムを利用可能な機器がパソコンなど特定の機器に限られないようにすること
- (36.6) 2. 誰もが簡単に操作できるシステムを作ること
- (28.6) 3. 公的機関や弁護士などの専門家の団体などから、システムの利用について適切なサポートを受けられるようにすること
- (31.7) 4. システムの情報セキュリティ水準を高くすること
- (14.7) 5. 公的機関や弁護士などの専門家の団体などに、インターネットを利用できる機器を設置すること
- (33.6) 6. インターネットの利用を制限されている人には、持参や郵送することを認めること
- (1.1) 7. その他 (具体的に→) _____
- (37.0) 8. どのような条件が整備されたとしても、インターネットを利用する方法のみとするのはよいとは思わない
- (5.5) 無回答 (M. T. =205. 1)